平成２２年（フ）第３９２５号
札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目５番１―202号
債務者　山本　修次
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９７８号
札幌市白石区栄通14丁目３番14号　ソニアパレス壱番館303号
債務者　絹笠　義隆
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０２１号
札幌市東区東雁来８条２丁目４番１号　リバティハイツ202号
債務者　宮腰　　眞
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１４０号
札幌市中央区南６条西18丁目２番16―307号
債務者　田中　陽子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３９号
群馬県伊勢崎市今泉町１丁目1318番地７　モンパレス伊勢崎第４―１―101
債務者　菊地　直人
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６４５号
群馬県伊勢崎市宮子町3464番地17　ベルジュールK101
債務者　白田　　靖
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６４７号
群馬県前橋市亀泉町21番地９　Ｆ―403号
債務者　田中優美子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６５９号
群馬県前橋市後家町121番地
債務者　渡辺　俊一
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６６４号
群馬県前橋市下小出町２丁目23番地３　宮島ビル304号
債務者　加藤　時男
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６７７号
群馬県前橋市天川町９番地25
債務者　齊藤　秀実
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６８４号
群馬県前橋市朝倉町３丁目13番地３
債務者　露木　美恵
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６８６号
群馬県前橋市大友町３丁目19番地４　ポピーハイツ106号
債務者　山田　保江（旧姓伊丹）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６９０号
群馬県前橋市江木町1416番地30
債務者　松本　勝宏
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６９１号
群馬県前橋市江田町180番地３　金井ハイツＡ―201号
債務者　関谷　公一
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第４号
群馬県前橋市古市町１丁目８番地８
債務者　古屋　裕史
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第５号
群馬県前橋市山王町１丁目４番地６　ハイツソレーユ103号
債務者　鈴木　友城
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１６２１号
千葉県船橋市本町６丁目７―28ナガシマハウス205、住民票上の住所北海道北見市北７条西６丁目14番地
債務者　千葉　秀明
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６７７号
新潟市東区粟山２丁目１番10号
債務者　池田富士世
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　新潟地方裁判所民事部